

「宮崎のおいしい食フェア県外展開業務」委託企画提案競技実施要領

1 目的

ウィズコロナ社会においても、「新しい生活様式」に対応しながら、関東・関西・福岡に展開する飲食店を活用した飲食フェアを実施することで、低迷する県産品の消費拡大を図り、みやぎの食や焼酎をはじめとする県産品のファンを増やし、本県の食品加工業者等の小規模事業者・中小企業の経営を支援する。

2 企画提案及び契約の手順

公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

3 委託業務の概要

- (1) 業務名 「宮崎のおいしい食フェア県外展開業務」
- (2) 業務内容 「宮崎のおいしい食フェア県外展開業務」委託仕様書による

4 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県の食・食文化等について知識を有し、飲食の提供に関する営業又は業務について実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (4) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 県税に未納がない者。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

5 予算上限額

5,688,210円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、別添仕様書に明記した、企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 契約金の支払いは、精算払（委託業務完了後）による。

6 委託期間

契約締結時から令和3年3月21日まで

7 日程

(1) 公告	令和3年1月5日（火）
(2) 審査参加申込書受付期限	令和3年1月12日（火）午後5時
(3) 質問書受付期限	令和3年1月13日（水）午後5時
(4) 企画提案書等提出期限	令和3年1月20日（水）午後5時
(5) 審査結果通知	令和3年1月下旬

8 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課（担当 杉尾）

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

電話 0985-26-7591

FAX 0985-26-7327

メール sugio-hiroki@pref.miyazaki.lg.jp

9 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

(1) 提出場所 本要領8の場所

(2) 提出期限 令和3年1月12日（火）午後5時まで（必着）
（郵送の場合も必着とする。）

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール

(4) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1号）

イ 代理人を選定した場合は、委任状（様式第2号）

(5) その他

ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。

イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、宮崎県オールみやざき営業課から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日、日曜日を除く。）までに連絡が無い場合には、問い合わせること。

なお、提出期限である令和3年1月12日に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後5時までに本要領8の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により

提出すること。

また、企画提案書が提出期限（令和3年1月20日）までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

10 質問及び回答

(1) 質問

① 質問書の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。

ア 提出方法は、本要領8の担当課へFAX又は電子メールにて行うこと。

イ 件名は、「宮崎のおいしい食フェア全国展開業務」とする。

② 受付期限

令和3年1月13日（水）午後5時まで（必着）

(2) 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

11 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 提出書類

下記①から⑨を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

① 企画提案競技申請書（様式第5号）

② 会社概要（様式第6号）

③ 企画提案書

④ 見積書

ア 見積書は任意様式でかまわない。

イ 見積金額の表示は税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。

ウ 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。

宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

⑤ 業務実績

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること）

⑥ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第7号）

⑦ 県税に未納がないことの証明（宮崎県内に本店又は支店等の事務所を有する場合のみ）

⑧ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第8号）（宮崎県内に居住している者を雇用している場合のみ）

⑨ 決算書（直近三期分）

(2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領 8 の場所
- ② 提出期限 令和 3 年 1 月 2 0 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。(郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。)

(3) 作成にあたっての留意点

- ① 応募する企画書は 1 案に限る。
- ② 企画書は原則 A 4 判で作成し、提出部数は 6 部 (正本 1 部、副本 5 部とし、正本には押印すること。)とする。パンフレット類等の添付資料も 6 部準備し、別綴りとする。
- ③ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。
- ④ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。
- ⑤ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

(1) 審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

(2) 審査手順

提出された企画提案書及び見積書等の書類審査を実施し、最も優れた提案を選定する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

(5) 契約の締結等 (契約締結候補者との協議)

審査結果をもとに最も優れた提案を行った提案者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う (その際企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。)ものとする。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 101 条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

14 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については宮崎県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) 契約手続きに要する費用は業者負担とする。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。